

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	8月18日（水）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>8月17日、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、京都府、兵庫県など7府県を対象に、8月20日から9月12日までを期間とした緊急事態宣言を発出するとともに、東京都、大阪府など6都府県に発出している緊急事態宣言を9月12日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、9月12日までの間、以下のとおり対応する。9月13日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年8月18日付け）

〔基本的な考え方〕

- (1) デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大しており、区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。特に、混雑した場所等への外出を避けるようお願いする。午後8時以降の外出、都道府県間の移動、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を、控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

全文は別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027